



## 令和3年度宮城年末・年始労働災害防止強化運動を実施します。

今年も残すところあと一か月となりました。これから年末年始を迎え、多くの事業場において業務繁忙期となり、心理的な慌ただしさも伴う時期となるのではないのでしょうか。

当署管内では、昨年のこの時期に非常に多くの災害が発生しております。特に冬季特有の積雪、凍結による駐車場内などでの転倒災害と、移動に伴う交通労働災害は大幅に増加したところです。

宮城労働局では、今年も県内すべての労働者にとって健康で明るい年末年始となるよう、12月1日から1月31日の期間において「令和3年度宮城年末年始労働災害防止強化運動」を実施します。

県内でも特に寒冷な地域である当署管内においては、安全面における**転倒、交通労働災害防止対策**、衛生面における**新型コロナウイルス感染拡大防止対策**に関する**重点的な対策等の実施**をお願いします。

### 実施事項（抜粋） ※詳細は宮城労働局ホームページにてご確認ください。

#### 1.管理体制等に関する事項

- ① 経営トップによる安全衛生方針の表明、安全衛生パトロールの実施等
- ② 安全衛生活動の点検、評価、改善及び新年の安全衛生年間計画の作成

#### 2.安全対策に関する事項

- ① **転倒災害防止対策**（参考：STOP！転倒災害プロジェクト等）
- ② **交通労働災害防止対策**（参考：交通労働災害防止ガイドライン等）
- ③ 高齢労働者等の労働災害防止対策（参考：エイジフレンドリーガイドライン等）

#### 3.健康確保対策に関する事項

- ① 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用による**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策**
- ② 労働時間の適正管理と時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進

#### 4.その他の事項

- ① ロゴマーク「Safe Work ゼロ災MIYAGI」をスローガンとした労働災害防止活動の推進等、労働者の安全衛生意識を高揚するための行事の実施
- ② ポスターの掲示、安全衛生旗掲揚等、「見える」安全衛生活動の促進



Safe Work ゼロ災Miyagiのロゴマークは、宮城労働局のホームページよりダウンロードしてご利用いただけます！

## 冬季の転倒災害防止に向けて準備しましょう！

11月に入り宮城県にも冬の訪れが感じられるようになってきました。冷え込む季節に入ってくると、路面の凍結や積雪で、通勤時・業務時間中の移動時の転倒リスクが大幅に増加します。当署管轄内の全労働災害中、約4割が転倒災害となっており、特に駐車場等における凍結路面等での転倒が多くなっています。

冬季の転倒災害を防止するためには、労働者自身にも、**履き物や歩き方などについて日ごろから注意いただく必要がありますので**、下記注意事項を参考にしてください、冬季の転倒災害をゼロにしましょう。



### 積雪、凍結路面を移動するときの注意事項

- ① 段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合は、注意喚起を行いましょ。
- ② **滑りにくい靴を着用しましょう。**
- ③ 「かかとから着地する歩き方をしない」「歩幅を狭くする」等、路面に合った歩き方をしましょう。
- ④ **時間に余裕をもって出発し、遅れても、あせらず、注意深くゆっくり歩きましょう。**
- ⑤ マンホール等金属部分の上、建物内外の出入口付近は滑りやすいので注意しましょう。
- ⑥ 雪のある環境から屋内に入った場合、靴の裏に付いた雪や水により滑りやすくなるので、十分に取りましょう。
- ⑦ 転倒のおそれのある場所では、上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行せず、また、歩行してのスマートフォン、携帯電話の使用はやめましょう。

詳細については当署ホームページ又は右記QRコードを参考にしてください。



# 宮城県の最低賃金《改定のお知らせ》

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	時間額	令和3年10月1日
	853円	



本年10月1日より時間額853円と28円引き上げられています。最低賃金制度は、年齢やパート・学生アルバイトなどの働きかたの違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。雇う上でも、働く上でも、最低限のルールです。ユーザーも労働者も必ず確認をお願いします。

**次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定(産業別)最低賃金が適用されます。**

宮城県特定(産業別)最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
	時間額		
<b>鉄鋼業</b> 鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄物製造業(鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く)、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	953円 (+28円)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	令和3年 12月15日
<b>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</b> 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	890円 (+26円)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	令和3年 12月15日
<b>自動車小売業</b> 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)	918円 (+27円)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	令和3年 12月15日

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

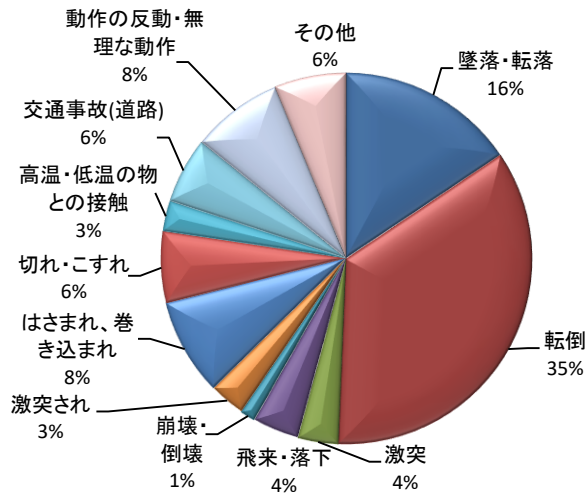
(1) 精皆動手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

## 令和3年の労働災害発生状況

業種 (13次防重点業種)	発生年	令和3年10月末		
	令和2年 (確定値)	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業	283(0)	225(0)	+14	+6.6%
製造業	70	54	+1	+1.9%
建設業	50	23	-17	-42.5%
土木工事業	14	6	-1	-14.3%
建築工事業	27	8	-16	-66.7%
その他建設業	9	9	±	-
陸上貨物運送事業	35	36	+7	+24.1%
林業	4	6	+2	+50.0%
小売業	25	21	+2	+10.5%
社会福祉施設	29	24	+4	+20.0%

事故の型別労働災害発生状況



今年は3割強が転倒災害!

労働時間・賃金・残業代・労働条件・働き方改革に関する支援は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。Tel: 0229-22-2112  
監督署だよりのバックナンバーは右記QRコードからダウンロードしていただき社員教育等にご活用ください。

